

平成25年度地球環境国際連携事業  
CTI CTBN プログラムに係る気候変動防止技術シーズ企業二次募集

平成25年10月8日  
公益財団法人 国際環境技術移転センター

公益財団法人国際環境技術移転センター（以下「ICETT」）は、経済産業省の委託事業、「地球環境国際連携事業」において、日本を含むCTI加盟国<sup>1</sup>の中小企業が有する優れた気候変動防止技術を、それらの技術ニーズを有する発展途上国及び新興国に移転促進するための持続可能な支援スキームをCTI CTBNプログラム<sup>2</sup>として構築することを計画しています。本事業のもと、発展途上国及び新興国における気候変動防止技術ニーズに適応する技術（シーズ）を有する企業を特定するため、以下の通り企業の募集を実施します。

## 1. 募集概要

### （1） 目的

本事業では、インド（以下「対象国」）において気候変動防止技術ニーズ（詳細は別添1を参照）を有する現地企業及び自治体に対して、適応する技術（シーズ）を提供可能な中小企業を特定し、ビジネスマッチング実現へとつなげることを目的としています。

### （2） 募集内容

上記目的達成のため、下記要件を満たす中小企業を募集します。（企業複数社による共同企業体での応募も可）

- ① 対象国において特定された気候変動防止技術ニーズ（別添1）に適応する技術（シーズ）を有している。
- ② 技術ニーズを有する現地企業（自治体）とのビジネスマッチングバーチャル会議（TV 電話会議形式）に参加し、自社技術・製品等についてPRすることができる。
- ③ マッチング成立後、本年度中に現地での商談、現地調査等を実施する体制・人員が整っている。

### （3） 事業のプロセス

#### ① 候補企業の選考（10月中旬）

審査委員会において、提出された応募書類の審査を行い候補企業を数社選考します。なお、応募締め切り後に、必要に応じて電話等によるヒアリングを実施する場合があります。選考結果は、10月中旬に個別に通知します。

以下の項目を選考の主な基準とします。

<sup>1</sup> CTI とは、気候変動防止技術イニシアティブ（Climate Technology Initiative）の略。CTI は 1995 年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第 1 回締約国会議（COP1）において、国際エネルギー機関（IEA）/OECD 加盟国及び欧州委員会によって設立された、多国間による国際連携イニシアティブであり、2003 年には IEA の実施協定として位置づけられた。  
<<http://www.icett.or.jp/cti/index.html>> CTI 加盟国とは、オーストラリア、オーストリア、カナダ、フィンランド、ドイツ、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン、英国、アメリカの 11 カ国

<sup>2</sup> CTI クリーン技術ビジネスネットワークの略。CTI において今年度新たに構築を検討している CTI 加盟国の中小企業の気候変動防止技術を発展途上国及び新興国へ移転促進を図るためのプログラム

- ・ 対象国において特定された気候変動防止技術ニーズに合致する技術・製品を有していること。
- ・ 提案される技術・製品情報が具体的且つ簡潔に纏められていること。
- ・ マッチング成立後、直ちに事業活動を開始できる計画・体制が明確であること。
- ・ 企業の経営状況が良好であること。

② TV 会議方式によるビジネスマッチングバーチャル会議（10 月下旬～11 月上旬）  
選考された数社の企業は、対象国で技術ニーズを有する現地企業（自治体）との  
ビジネスマッチングバーチャル会議において、マッチング成立に向けた自社技術  
等に関する PR を実施します。

③ プロジェクト立上げの契約締結  
ビジネスマッチングバーチャル会議において現地企業（自治体）とのマッチング  
が成立した場合、また、活動計画案が本事業の趣旨に合う内容であると ICETT が  
判断した場合にのみ、シーズ企業、現地ニーズ企業（自治体）、当財団の三者によ  
り、シーズ企業及び現地ニーズ企業（自治体）間における現地商談等の活動（以  
下「プロジェクト」）立上げの契約（以下「三者契約」）を締結します。契約締結  
案件は、1 案件を想定しています。（最大 2 案件）

## 2. 経費補助について

三者契約の締結後、プロジェクトを開始できます。三者契約の締結日から 2014 年 2 月  
末日までは、プロジェクト経費の一部を 1,000 万（税抜）を上限として、実費精算にて  
補助します。

但し、ビジネスマッチングバーチャル会議においてマッチングが 2 件成立した場合、  
2 案件を契約対象とする可能性があります。その場合、補助額は 1 案件につき 500 万円  
（税抜）が上限になります。

プロジェクトには、対象国におけるニーズ調査を実施した事業者がコンサルタントと  
して参画することを想定しています。

補助対象経費：現地渡航費、現地車両借上げ費、コンサルタント費、通訳費、翻訳費、  
実験機やサンプル等の現地への輸送費

## 3. 応募書類

- (1) 事業者概要書（応募様式 1）
- (2) 技術・製品等提案書（応募様式 2）
- (3) 会社パンフレット
- (4) 登記簿謄本
- (5) 財務関連書類 3 年分（決算書類、事業報告書、またこれに相当する書類。法人格取  
得から 3 年未満の事業者については、提出できる範囲で可。）
- (6) 共同企業体結成書（※共同企業体により応募する場合のみ）

4. 締め切り日

平成25年10月16日（水）15時必着

5. 応募書類の提出先

応募書類は、郵便または宅配便等により下記宛に送付してください。

〒512-1211 三重県四日市市桜町3684番地の11  
公益財団法人 国際環境技術移転センター 黒田、松岡宛  
TEL：059-329-3500

※持参、FAX及び電子メールによる提出、また締め切りを過ぎてからの提出は受け付けません。配達の場合で締め切り時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付して下さい。

6. 秘密の保持

提出された応募書類は、対象となる事業者の選定のみで使用し、他に開示することはありません。

7. その他・応募に関する注意事項

(1) 複数社の企業により共同企業体を組んで応募する場合には、別添4の共同企業体結成書を提出してください。また、共同企業体による応募の場合であっても、応募書類は各社個別に提出して下さい。その場合、別添3 応募様式2：技術・製品等提案書については、共通内容のもので結構です。また、別添3 応募様式2：技術・製品等提案書の4. 活動実施計画及び体制の欄には、共同企業体を組む企業について明記して下さい。

(2) 他機関により、現在本事業と重複した内容の支援を受けている企業については、選考対象外とさせていただきます。

8. 問い合わせ先

本募集に関するお問合せは、下記まで願います。

問い合わせ先：公益財団法人国際環境技術移転センター

住所：〒512-1211 三重県四日市市桜町3684-11

TEL：059-329-3500 FAX：059-329-8115

総括：黒田 (kuroda@icett.or.jp)

担当：松岡 (matsuoka@icett.or.jp)

別添資料

別添1：技術ニーズ情報（インド）

別添2：事業の流れ（フロー図）

別添3：応募様式1（事業者概要書）及び応募様式2（技術・製品等提案書）

別添4：共同企業体結成書